

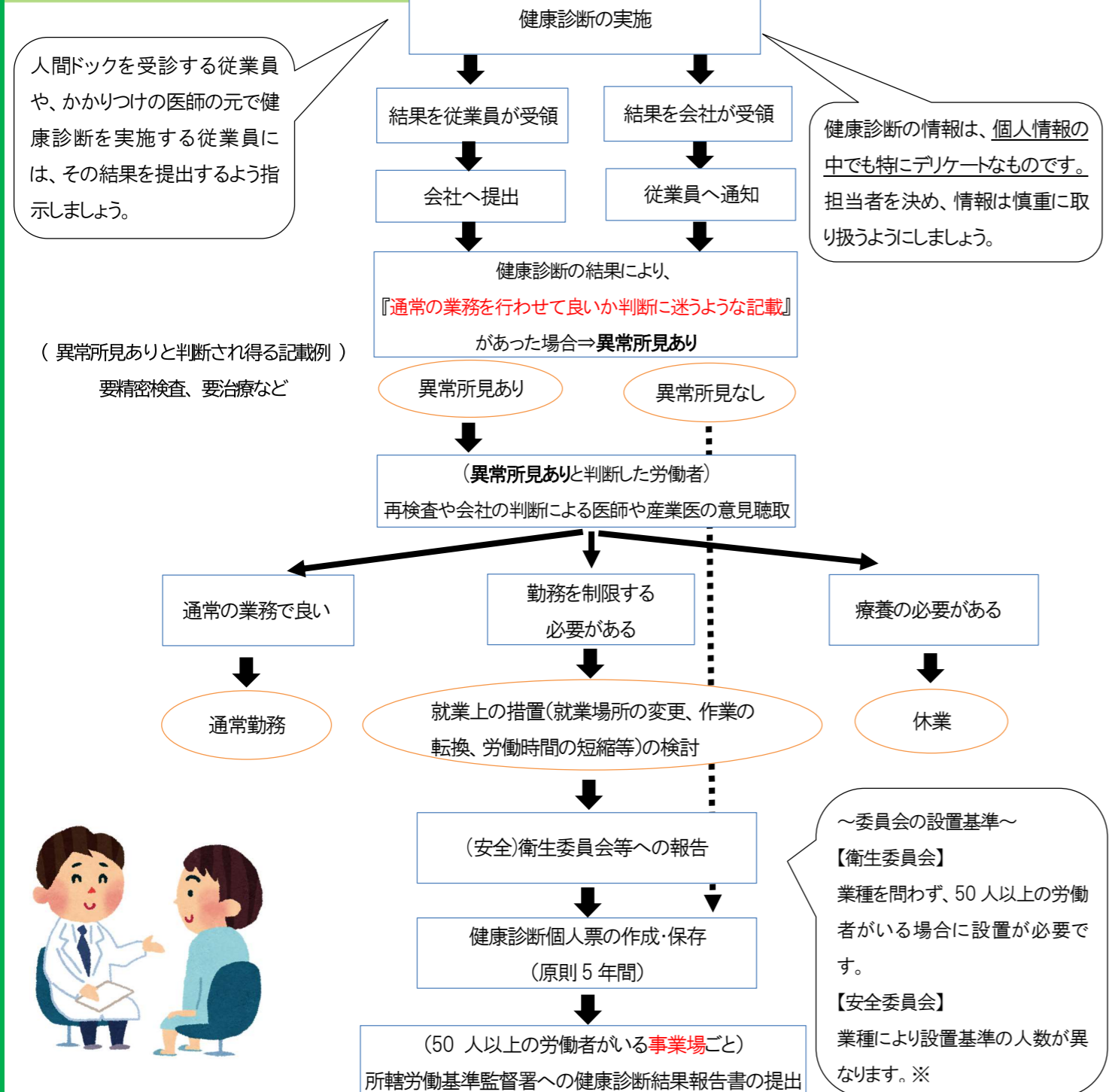


従業員の健康診断は正しく行われていますか？

従業員が日々の業務で最高のパフォーマンスを発揮するためには、まずは健康であることが第一です。健康診断を受診してもらうことで、従業員は病気の早期発見や健康意識を高めることができ、会社にとっては医師の意見を基に、従業員が入社する際やすでに働いている従業員について、会社が期待する業務に耐えられるような健康な状態であるかを定期的に判断できる1つの機会となります。今回は健康診断について、①健康診断を実施してからの主な流れ、②よくあるご質問、③見落としがちなことの3つのカテゴリーに分けてまとめてみました。

《今回の記事は、内藤が担当しました。》

①健康診断からの主な流れについて



※業種ごとの安全委員会の設置基準や、それぞれの役割・資格・選任上の注意点などは、あおば事務所までご相談ください。

②よくあるご質問

- Q1: 労働時間の短いパートやアルバイトに対しても定期健康診断を実施しなければいけない?
- A1: 労働時間が、正社員の一週間の所定労働時間の4分の3以上で、かつ、1年以上使用されている(または使用する予定)の従業員は実施義務があります。 また、所定労働時間が2分の1以上、4分の3未満の従業員に対しても実施することが望ましいとされています。
- Q2: 家族(被扶養者)の健診について案内はあるの?
- A2: 40歳~74歳の被扶養者(ご家族)の方がいる場合、例年4月頃に被保険者のご自宅宛てに受診券が届きます。 ※上記は協会けんぽに加入している場合です。組合によって取り扱いが異なりますのでご注意ください。
- Q3: 健康診断の費用は会社と従業員のどちらが負担するもの?
- A3: 会社に実施が義務付けられている健康診断の費用は、全額会社の負担となります。
- Q4: 健康診断の実施により申請できる助成金はあるの?
- A4: 「65歳超雇用推進助成金」の高年齢者評価制度等雇用管理改善コース(法定外の健康管理制度の導入)があります。
- Q5: 健康診断を受けさせなかったら罰則はあるの?
- A5: 50万円以下の罰金が科せられます。さらに、健康診断を実施せずに健康被害がでた場合、会社の安全配慮義務違反として、従業員から訴えられてしまう可能性もあります。
- Q6: 健康診断を受けている時間は労働時間とみなされ、賃金は発生するの?
- A6: 必ずしも必要というわけではありませんが、円滑な受診を考えれば、受診に要した時間の賃金を会社が支払うことが望ましいとされています。

③見落としがちなこと

(1) 会社に義務付けられている健康診断について

一般健康診断: 職種に関係なく実施する健康診断で、 <u>すべての企業・従業員</u> が対象の健康診断	
雇入時の健康診断	雇入れの際
定期健康診断	1年以内ごとに1回
特定健康診断: <u>特定の業務に従事する従業員</u> を対象とした健康診断	
特定業務従事者(深夜業等)の健康診断	配置替えの際、6月以内ごとに1回
海外派遣労働者の健康診断	海外に6月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
給食従事者の検便	雇入れの際、配置替えの際
特殊健康診断: 粉じん作業、有機溶剤取扱作業等の <u>有害業務に常時従事する従業員</u> が受ける健康診断(原則6月以内ごとに1回)	

※記載している業種は一部ですので、ご自分の会社が該当するのかが不明な場合は、お気軽にあおば事務所にご相談ください。

(2) 派遣労働者に対する健康診断について

特殊健康診断: 派遣先にて実施義務あり※派遣元への報告義務あり。 **一般健康診断:** 派遣元にて実施義務あり。